

WELFARE INFORMATION GIFU

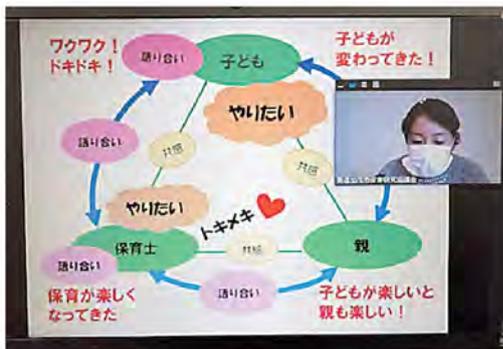
福祉だより ぎふ

令和3年度

岐阜県保育士研究発表会をオンラインで開催しました!

岐阜県保育研究協議会・岐阜県保育士会は、1月29日(土)オンライン(Zoom)により、「令和3年度 岐阜県保育士研究発表会」を開催しました。

県内各地より保育関係者約450名が参加し、全国保育士会永年勤続保育士等への感謝状伝達、美濃加茂市保育研究協議会の保育士さんによる研究発表、岐阜聖徳学園大学短期大学部 徳広圭子教授による助言、及び記念講演が行われました。



研究発表者：美濃加茂市保育研究協議会

講演：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
インクルーシブ教育システム推進センター
上席総括研究員(兼)センター長 久保山 茂樹氏



CONTENTS

2022
3
No.712



- 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進 P 2
- 苦情受付件数から現状を知る P 4
- 労務相談Q & A P 5
- 福祉の職場の離職問題～その対策は～(その6) P 6
- 中学生のための福祉ガイド～高齢者福祉について考えよう～ P 7
- お知らせ P 8

地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」

盛り込むべき事項(案)が示されました

背景

我が国は、高齢化や人口減少により、地域・家庭・職場における支え合いの基盤が弱まってきています。また、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を要する状況が見られ、従来の対象者別・機能別の制度では対応が困難なケースが増えています。

そこで、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、縦割り行政や「支え手」「受け手」の関係を越えた関係作りを目指す「地域共生社会の実現」を目指して、改正社会福祉法が平成30年4月に施行されました。

一方、ノーマライゼーション、本人の残存能力の活用、自己決定の尊重の理念のもとに、平成12年度、民法が改正され、それまでの禁治産・準禁治産者宣告制度に代わり、成年後見制度が創設されました。

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段ですが、十分に利用されていませんでした。

そこで、平成28年4月、「成年後見制度利用促進法」が施行され、

国、都道府県および市町村において、「成年後見制度利用促進基本計画（平成29年度～令和3年度の5か年）」が策定されました。

この「成年後見制度利用促進基本計画」では、

①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

②権利擁護支援の地域連携ネットワーク

③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

をポイントとして取り組みがなされ、市町村におきましては、地域連携ネットワークの中核機関の整備が進められています。

第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項(案) 最終とりまとめ

厚生労働省では、令和3年12月開催の成年後見制度利用促進専門家会議において、「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項(案)最終とりまとめ」を発表しました。

第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終取りまとめの構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - (4) 各種手続における後見業務の円滑化
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方 - 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加 -
 - (2) 地域連携ネットワークの機能 - 個別支援と制度の運用・監督 -
 - (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 - 連携・協力による地域づくり -
 - (4) 包括的・多層的な支援体制の構築
- 4 優先して取り組む事項
 - (1) 任意後見制度の利用促進
 - (2) 担い手の確保・育成等の推進
 - (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
 - (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
 - (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項(案)最終とりまとめ」資料より抜粋

第二期成年後見制度利用促進計画の目指すもの

内容は概ね次のとおりです。

1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

考え方

地域共生社会の実現という目標に向け、本人の中心とした支援・活動における共通基盤として「権利擁護支援」を位置付けたうえで、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。また、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等の取組や権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じた福祉と司法連携強化により、適切に権利擁護支援を受けられるようにしていく必要がある。

目標

成年後見制度の見直しに向けた検討、さらに、権利擁護支援策を総合的に充実するための検討を行う。地域連携ネットワークづくりを積極的に行う。

講ずべき施策

総合的な権利擁護支援策の充実として、成年後見制度等の見直しに向けた検討と並び、成年後見制度以外の施策の充実が掲げられています。

その一つとして、社会福祉協議会で実施している「日常生活自立支援事業」について、役割分担を検討し、成年後見制度への移行が適切にできるよう実施体制の強化を行うとされています。

社会福祉協議会における権利擁護支援の取り組み

県社会福祉協議会では、市町村社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業を実施しています。この事業は、判断能力に不安のある認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対して、福祉サービス利用援助を主たるサービスとし、日常的な金銭管理や書類預かりを実施するものです。

平成11年（1999年）に、介護保険制度開始に先行して、地域福祉権利擁護事業として事業開始し、これまで延べ3,300人の方々を支援して参りました。

直近5年間の推移を見てみると、この2年間は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、社会全体的

に活動が制限されている中、実利用者数は毎年度増加しており、本事業のニーズの増加が分かります。また、本事業は、利用者側に解約する権利が設定されており、理由を問わず解約することができませんが、判断能力が著しく低下したときは、契約を継続できないこととなっています。

日常生活自立支援事業・利用者数の推移(5年間)

項目 年度	新規 契約者数	契約 終了者数	終了者数の うち解約 による終了	解約のうち 成年後見 制度への 移行	年度末 実利用者数	対 前年度比
平成29年度	203	168	(95)	(24)	832	—
平成30年度	211	165	(114)	(23)	878	+46
令和元年度	245	200	(129)	(33)	923	+45
令和2年度	215	182	(127)	(30)	956	+33
令和3年度 (1月末時点)	177	151	(108)	(28)	982	+26

こうした場合や、本事業で対応できない財産管理や法的行為が必要となってきた場合は、「成年後見制度」への移行も支援方法のひとつとなっており、直近5年間においても、移行を理由に解約される方は増加傾向にあります。

また、成年後見制度に関する事業も実施しており、利用促進を目的とした研修会、セミナー、会議を開催し、中核機関を設置する市町村行政、相談窓口となる市町村社協や地域包括支援センター、相談支援事業所の支援をしているところです。さらに、市町村社会福祉協議会におきましては、成年後見制度の担い手として法人後見事業を実施しているところや実施を検討しているところもあります。

本会では、今後も地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援を推進するため、関係機関と連携し、事業推進に努めていきます。

お問い合わせ

岐阜県社協成年後見・福祉サービス利用支援センター
TEL 058 - 274 - 7143

苦情受付件数から現状を知る

岐阜県運営適正化委員会

全国の都道府県に運営適正化委員会を設置する法令が施行されてから22年が経過しようとしています。一度、全国の受付状況を数値的に見て行きたいと思います。

① 全国の苦情受付件数(年度別)

今までに全国の都道府県の運営適正化委員会が受け付けた件数の集計は、次の表のとおりです。年々増加傾向にあることが分かります。

○全国の苦情受付件数の年次推移

令和2年度全国社会福祉協議会資料より

年度	件数	年度	件数	年度	件数
H12年度	461	H19年度	2,518	H26年度	3,891
H13年度	1,335	H20年度	2,554	H27年度	4,140
H14年度	1,642	H21年度	2,446	H28年度	4,143
H15年度	2,332	H22年度	2,653	H29年度	4,117
H16年度	2,364	H23年度	2,845	H30年度	4,301
H17年度	2,571	H24年度	3,330	※2019年度	4,642
H18年度	2,515	H25年度	3,790	R2年度	4,347

② 各都道府県別の苦情受付件数

各都道府県の運営適正化委員会が受け付けた令和2年度の件数は、次の表のとおりです。

地域によって施設の登録数や利用者数などに差がありますので苦情件数を比較する意味はありませんがページの関係上、全て掲載が出来ませんでしたので降順にて掲載してみました。ちなみに当県運営適正化委員会は、88件と全国では14番目になりました。掲載出来なかった都道府県の受付件数は、「全国社会福祉協議会ホームページ」「調査・研究報告」を参考としてください。

○各都道府県別運営適正化委員会の受付件数

令和2年度全国社会福祉協議会資料より

通番	都道府県名	件数	通番	都道府県名	件数	通番	都道府県名	件数
1	大阪府	549	6	兵庫県	216	11	神奈川県	133
2	東京都	433	7	京都府	191	12	沖縄県	129
3	福岡県	366	8	三重県	144	13	鹿児島県	98
4	千葉県	272	9	茨城県	138	14	岐阜県	88
5	愛知県	227	10	北海道	137	15	栃木県	84

ページの関係上、以降省略

③ 当県運営適正化委員会の苦情受付件数(年次推移)

平成21年度からのデータとなりますが当県運営適正化委員会の受付件数は、次の表のとおりです。相談件数は減少していますが苦情件数は、少しずつですが年々増加傾向にあります。

○岐阜県運営適正化委員会の苦情等受付件数(年次推移)

単位:件

年度	苦情件数	相談件数	計	年度	苦情件数	相談件数	計
H21年度	33	37	70	H27年度	55	28	83
H22年度	18	31	49	H28年度	43	40	83
H23年度	24	52	76	H29年度	72	17	89
H24年度	44	25	69	H30年度	108	9	117
H25年度	55	22	77	※2019年度	92	7	99
H26年度	39	23	62	R2年度	88	10	98

以上、参考としていただければ幸いです。

(※H31とR1が含まれる年度のため統一記載)

福祉サービス苦情解決アンケート調査の結果について

平成12年の社会福祉法改正に伴い、社会福祉事業者には、その提供するサービスに関する利用者からの苦情に対して適切な解決に努めるよう求められています。

当委員会では事業者における苦情解決の取組状況を数度に亘って調査をしてきました。今回は平成27年から6年ぶりの調査となります。調査結果を岐阜県社会福祉協議会のホームページに掲載しますので、下記ホームページを検索して戴き、ご高覧くださいませようお願い申し上げます。

岐阜県社会福祉協議会のホームページアドレス <https://www.winc.or.jp/>

協力：伏屋社会保険労務士事務所 加藤令子氏（社会保険労務士）

労務相談 Q & A



年次有給休暇の時季指定について

2019年4月から年次有給休暇の取得が義務化され、法人は年10日以上年休が付与される職員について年5日の年休の時季を指定することにより確実に取得させることが求められるようになりました。（職員が自ら取得した年休は時季指定する5日から控除可能）

- ① 年5日の年休の時季指定をしたが、年5日以上取得できない職員がいた場合、法違反に問われますか。
- ② 基準日からの1年間に休業期間がある職員や、途中で退職する職員についても、年5日の年休を取得させる必要がありますか。
- ③ 法人が年休の時季指定をする場合に半日単位での年休としてもよいですか。



- ① 法人の時季指定による年休の付与は、法人が5日分の年休の時季を指定しただけでは足りず、実際に基準日から1年以内に5日取得させていなければ法違反として取り扱われます。

労働基準監督署から是正に向けての指導を受けるほか、場合によっては、罰則の適用を受けて処罰される可能性もあるため、確実に年5日は取得させることができるよう、チェック体制を確立することが求められます。

- ② 年5日の年休を取得させる必要があります。ただし、基準日から1年間継続して休業している場合や、基準日から5日以内に退職する場合など、法人の義務の履行が不可能な場合についてまで法違反を問うものではありません。
- ③ 時季指定に当たって、職員の意見を聴いた際に、半日単位での年休の取得の希望があった場合には、半日単位で取得することとしても差し支えありません。

なお、時間単位で取得した年休は、時季指定する5日から控除できず、時季指定もできません。

解説

★時季指定を行う場合の注意点

年休の取得時季を指定する場合は根拠となる条文を、就業規則に定める必要があります。少なくとも

①時季指定の対象となる職員の範囲

②時季指定の方法

の2点は記載が必要になります。

規程例

（第〇項および第〇項の）年次有給休暇が付与された正社員に対しては、（第〇項の規定にかかわらず、）付与日から1年以内に、当該正社員の有する年次有給休暇日数（前年度の残余の年次有給休暇含む）のうち5日について、会社が正社員の意見を聴取し、事前に時季を指定して取得させる。ただし、正社員が（第〇項または第〇項の規定による）年次有給休暇を取得した場合には、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

年休が付与される基準日に合わせて時季指定をすることや、1年の途中で取得した日数を確認して職員に自らの取得を促したりすることで、年の終わりに取得が進んでいないというような事態を避けることができます。年の終わりに慌てることのないように、計画的に年休の取得を進めていきましょう。

福祉の職場の離職問題

〜その対策は〜(その6)

「負担軽減につながる」

「ロボット等の導入」

今月(最終回)は、ロボットなどの導入で負担が軽減され、人材の定着につながっている県内の福祉事業所の事例を紹介します。

「多様な見守りロボットを

組み合わせ活用」

不破郡垂井町にある社会福祉法人白寿会では入職3年以内の職員が腰痛で離職を余儀なくされた経験から、移乗介護支援ロボットの導入をはじめとした「ノーリフティングケア」を進めています。「事故防止」「睡眠状態等の把握」「排尿タイミングの把握」など、多様な見守りロボットを組合せ活用し、利用者の生活改善と職員の精神的身体的負担軽減につなげています。

「介護助手の導入」

揖斐郡池田町の介護老人保健施設西美濃さくら苑では、介護助手を採用し、介護補助業務の

シーツ交換や居室の清掃など資格を必要としない労務を行うてもらっています。これにより、資格を有する介護職員が利用者にかかわる時間が増え、各種の専門性の高い業務に専念できるようになり、業務の質の向上のみならず、職員のやりがいやプライド、喜びにつながっていると言います。

今回は、現場へのロボット導入や介護助手の採用といった取組の一部を紹介しました。令和2年度に県内の介護・福祉人材の定着状況を調査し、今年度定着事例を追加して、同事例集を改訂しました。改定後の事例集は、人材センターHPからご覧いただけます。

半年にわたり、福祉の職場の離職問題とその対策についての特集をお読みいただき、ありがとうございました。

(おわり)



岐阜県社会福祉協議会

岐阜県福祉人材総合支援センター

058-276-2510

令和3年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために!

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

保険期間1年

▶ 年額保険料(掛金)		
定員	基本補償(A型)	
1~50名	35,000~61,460円	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円
51~100名	68,270~97,000円	
100名以降1名~10名増ごと	1,500円	
基本補償(A型) 保険料	+	



スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

- プラン2 施設利用者の補償
- プラン3 施設職員の補償
- プラン4 社会福祉法人役員等の補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
 (引受幹事) 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 (保険会社) TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
 受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

中学生のための福祉ガイド ～高齢者福祉について考えよう～

令和3年度改訂版のご案内

岐阜県福祉人材総合支援センターでは、福祉の仕事に関心を持ってもらうことを目的に『中学生のための福祉ガイド』を作成しています。今年度はコロナ禍でも止めることのできない福祉施設の日々の様子を紹介した記事と若手介護職員へのインタビュー記事に差し替えることで、高齢者福祉の仕事がよりイメージできる内容になっています。

本冊子は、県内すべての中学2年生に配布したほか、市町村社会福祉協議会や市町村福祉担当課、児童館でも配布しております。(国会HPからダウンロードして閲覧可能)

その入門的な内容から、広く活用して頂いておりますので、福祉教育や福祉理解促進の場面などで積極的にご活用ください。

「特別養護老人ホーム」や「介護老人保健施設」などの施設の役割と各事業所で行われている取り組みを紹介しています。



介護職員になったきっかけや今の仕事内容、資格取得、高校時代のことなど、読者が身近に感じることができ記事が掲載されています。

冊子は下記URLの人材センターポータルサイトからダウンロードして読むことができます。

<https://www.fukushijinzaai.jp/school/#guidebook>

お問い合わせ：
岐阜県福祉人材総合支援センター
TEL：058-276-2510

気づきを次へ

令和3年度第三者評価事業受審施設の声



乳幼児ホームまりあ（岐阜市）
院長 古川 健次さん

マニュアルを整備して形は整ったものの、普段の業務の中で職員に定着するまでには至っておらず、乖離が起こっていたことに気付かされました。日常を検証しながら必要に応じて見直しをする中で、再度職員への周知をしていけたらと思います。子ども達がすこやかに成長できるように努力してまいります。

ありがとうございました！

公益社団法人生命保険 ファイナンシャルアドバイザー協会 岐阜県協会様より寄附

公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会岐阜県協会様より、10万円の寄附をいただき、1月31日に本会より感謝状を贈呈いたしました。寄附金は、地域福祉の増進のため、本会事業に有効に使わせていただきます。



▲公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会
岐阜県協会 今尾昌弘会長（写真右）と県社協 小林常務
理事＝県福祉農業会館

車いす等備品貸出のご案内

岐阜県社会福祉協議会では、県内にお住まいの方・県内学校・福祉施設に、車いすや高齢者疑似体験セットなどを無償で貸出しています。

学校や地域での福祉教育や体験学習等にご利用ください。（貸出期間は原則1週間です。）

- ◆車いす……………16台
- ◆高齢者疑似体験セット
 - Mサイズ……………12セット
 - Sサイズ……………4セット
- ◆歩行補助体験
 - アルミ軽量ステッキ……………14本
- ◆点字板……………40セット
- ◆白杖（アイマスク付き）……………43本
- ◆視覚障がい体験ボード……………2セット
- ◆視覚障がい体験プレートセット……………1セット



お問い合わせ ボランティア・市民活動支援センター TEL：058-274-2940

*本誌に対してのご意見、ご要望等ございましたら、下記までお寄せください。

発行所 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2-2-1
TEL(058)201-1545 FAX(058)275-4858 ホームページアドレス <https://www.winc.or.jp/> 購読料30円は会費に含む 毎月1回・15日発行